別紙様式第八の次に次の一様式を加える。

別紙様式第八の二

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

勧　告　の　応　諾　に　関　す　る　通　知　書

年　　月　　日

殿
（日本銀行経由）

氏名又は名称及び代表者の氏名　　記名押印又は署名

住所又は所在地

職業又は業種　　担当者
電　話

外国為替及び外国貿易法第28条第７項において準用する同法第27条第７項の規定により、

年　　月　　日付第　　号をもつて送付された特定取得の内容変更中止の勧告について、下記のとおり通知します。

記

1　諾否の別（該当分に○）	イ　応諾する。	ロ　応諾しない。	
2　特定取得の内容			
3　届出受理年月日		4　届出受理番号	

（日本工業規格Ａ４）

別紙様式第二十二の次に次の一様式を加える。

別紙様式第二十三

表　面

第　　号

身　分　証　明　書

官　職

氏　名

生年月日

上記の者は、外国為替及び外国貿易法第68条の規定による立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。

交付日　　年　　月　　日

主務大臣

印

裏　面

写　真

印又は刻印

1　本証は、外国為替及び外国貿易法関係の検査の際は必ず携帯すること。

2　本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。

3　本証を紛失、汚損し、又は記載事項に変更があつた場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。

4　官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。

5　検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

（備考）用紙は、日本工業規格Ｂ８、64×91㎜とする。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この命令による改正後の対内直接投資等に関する命令別紙様式第一から別紙様式第七までによる届出書及び別紙様式第十一による報告書については、当分の間、この命令による改正前の対内直接投資等に関する命令別紙様式第一から別紙様式第七までによる届出書及び別紙様式第十一による報告書を取り繕い使用することができる。

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日